

補償・人権法のシンポジウム開かれる (P2~3に報告)



私は、今回、神奈川民
閼連の代表を引き受ける
ことになったが、そのき

神奈川民閼連代表 三浦泰一
つかけは、今から一五年
前、一人の在日韓国人高
校生との出会いにある。

私と民閼連

神奈川民閼連代表 三浦泰一

その生徒の厳しい糾弾を受けることによって、私の民族差別との関わりが始まった。一五年前、その生徒に誘われ、初めて民閼連全国交流集会に参加した。当時、「民閼連とは何か」という私の問いに対し、民閼連運動創設に参加した人たちの答えは明快であり、新鮮であった。特に印象に残った言葉が二つある。「民族差別撤廃に向けて、韓国・朝鮮人と日本人が共に靴の底を減らして取り組むことである。日々の民族差別の現実の中で、差別によって血を流している人々に対して応急措置をする野戦病院が民閼連だ」。一言で言えば「共

関」「実践」のことである。その伝統は今でも脈々と続いている。さらに今年は、応急措置から根本的・体系的処置として「補償・人権法」を提起した。民閼連運動は着実に発展している。私はこの神奈川の地でその運動の一翼を担い続けたいと思っている。

一方、一五年前、一人の高校生との出会いがそうであったように、私の原点は、目の前にいる在日韓国・朝鮮人生徒との関わりである。私の目の前にいる子どもたちの状況は一五年前とほとんど変わっていない。多くの生徒が通名で通い、在日韓国・朝鮮人であること

に触れられまいと、ガードを固くしている。「本名を呼び名のる」ことの大切さが解つていても、それを急ぎ過ぎれば、恐らくそれは生徒にとって重荷と圧力以外の何物でもないのではなからうか。やはり生徒との関係は生徒と共に話し、共に笑い、共に涙するという共感的対応がまず必要であることを一五年間の体験で学んだ。今年も、以上を心して、「本名を呼び名のる」実践に歩み出ようと思っている。

私にとって、民閼連運動は前進していくが、教育実践は常にゼロからの出発である。

全国民閼連NEWS

第40号

民族差別と闘う
連絡協議会
＜連絡先＞
大阪民閼連
〒581 八尾市本町
7-11-5喜多ビル301
Tel 0729-24-1030
神奈川民閼連
〒201 川崎市川崎
区桜本1-8-22
Tel 044-288-2997

P2~3 補償・人権法シンポジウム
P4~5 教員国籍条項撤廃の動き
P6~7 各地報告
P8 5月6月のおもな動き

目次

「補償・人権法」

シンポジウム開催

解説書（検討
本）できる

「日本人化しろ。差別に我慢しろ。文句は言うな。いやなら国へ帰れ。」在日韓国・朝鮮人は、これまで日本でこんな扱いを受けてきました。「こんなことが、子や孫の代まで引き継がれてはたまらない。いつの日かこれを断ち切りたい。」そんな思いを全ての在日韓国・朝鮮人は抱いてきました。今、一九九一年に向けて、私達の子どもや孫の世代の法的地位が協議されています。今後、日本社会の中で、在日韓国・朝鮮人がどのような存在として規定され、扱われるのかということが話し合われていくのです。これに対して、私達が私

達自身の問題として何を対置していくのか、今、鋭く問われています。

こうした要請に応えるべく、民閩連は昨年の全国交流集会において、「在日旧植民地出身者に関する戦後補償および人権保障法」案を提起し、その制定を求めていくことを確認しました。そして、その第一歩として、法案解説書（検討本）を、数回の代表者会議の議論を経て作成することができました。こうして、いよいよシンポジウム、学習会活動の全国展開を待つばかりとなったのです。

中身の濃い 質疑応答

そんな中、第一回目の「補償・人権法」のシンポジウムが、大阪で開催

されたのは六月一八日のことでした。続いて、七月一〇日には、第二回シンポジウムが岡山で開催されました。大阪では、田中宏氏、裴重度氏、梁泰昊氏が、岡山では裴重度氏、徐正禹氏がそれぞれパネラーとなり、解説書（検討本）にそって、法案が出された背景や、条文の意義について解説がなされました。人数こそ少なかったのですが、非常に中身の濃い内容であり、多くのことを考えさせられた企画だったと思います。

例えば、岡山では「罰則規定、差別禁止規定を是非とも盛り込む必要があるのではないか」という意見が会場から出されました。法律に「差別をしてはならない」という意識を市民に根づかせ

ていくための啓発的意味を持たせるためには、その法律を担保するための「罰則規定」が必要なのではないか。入居差別などを規制するためにも必要なのではないか。結婚差別などの個人間の問題にまで適用するかどうかの問題はあるけれども、企業の営利目的に差別が利用されている場合などは、司法権力の介入も妥当すると考え得るのではないか、という意見でした。これについては、「日本の風土に馴染まない」「糾弾権を行政や警察に売り渡すものではないのか」という反対意見も存在することもふまえて、窓口を広くして今後もより多くの人と議論していくことの必要性が確認されました。



大阪 岡山

日本人自身が
問われている

かつての日本人強制収容者に対して、アメリカ議会が、「アメリカの民主主義の担保として、積極的にその補償問題に取り組んでいったことを引きあいに出しながら、今回の「補償・人権法」では、日本人の側がまさに問われているという意見

岡山でのシンポには広島からも
多数参加者があった

が日本人の参加者からなされました。「補償・人権法」は、もはや民関連の枠を越えて、日本人自身の問題として、どう法律にするのか、どう国会の中へ押し込んでいくのかという局面に入っているのではないだろうか。もっと具体的なところにかけているのではないだろうか、という意見もありました。その中で、在日韓国・朝鮮人のみならず、日本人自身の問題としても、「補償・人権法」の制定が一刻も早く求められていることを実感することができ、今後の運動の展開に期待する多くの人々の存在を知ることができました。

「権利として日本国籍を取得する」ということは「外国人としても生きられる」ということが前提であり、それが成り立っていない現状においては認められない、という基本的な立場について述べられたりもしました。部落解放運動が勝ち取ってきた「部落解放会館」にあたるような在日韓国・朝鮮人のための施設を要求してはどうかという意見も出されました。

各地で意見交換を

このような数々の積極的な意見交換の最後には、広島からの参加者から、できれば他の民族団体とも一緒に近いうちに広島でもシンポジウムを是非とも開催していきたい、

という決意が語られ、こうした取り組みをさらに広げていくことを全体で確認し、閉会しました。

今回は、岡山でのシンポジウムの報告だけですが、それでも、これだけいろいろな意見が交換され、多くの成果をあげています。今後の全国展開が非常に楽しみです。頑張っていきたいと思います。

大阪民関連 金義徹

「91年問題」ソウル・シンポジウム報告集

在日同胞の現状と将来

●頒価●600円

発行 (財)重山育英会附設亜細亜政策研究院

申込 ☎06-972-1608 小塩まで

教員国籍条項撤廃の動き

—文部省「排除通知」以後の正式採用—

また、現に国籍条項もなく、採用している自治体がある。在日韓国・朝鮮人などの定住外国人は、その歴史性、定住性からして国籍による制限は許されない。

公立の小、中、高教員の

請受理解請求)

②請求の原因(Ⅱ受験

拒否処分(違法性)

一憲法の基本的人権の

保障は在留外国人に

も及ぶ。とくに職業

選択の自由(二二条

一項)は生計を立て

るという意味で、生

存に必要不可欠であ

るばかりか、個人の

人格、生活に関連す

る幸福追求上での重

要な自由権である。

この法理前提として

職安法三条、国際人

権規約A規約六条で

は国籍による差別取

三本件拒否処分は法律

根拠を欠き違憲違法

である。教免法五条

地公法一六条、学校

教育法九条は、いず

れも日本国籍を有し

ない者を欠格事由と

する定めはなく、受

験資格を奪う法的根

拠は存在しない。

三本件処分は合理的理

由が存しない。外国

人も教員免許が取得

でき、学校は公立、私

立に関係なく同じ教

育内容であり、公立

校教員のみを国籍排

除する理由がない。

(2)文部省による排除の動き

除の動き

文部省による外国籍教

員排除の動きが表面化し

たのは八二年四月頃から

である。その当時は、愛

知県、名古屋市の国籍条

項撤廃近し(八二・五・

七愛知、同五・一二名古屋

市が撤廃)といわれ、

また大学教員任用法案の

成立が大詰めを迎えてい

た頃である。

①その八二・四・二〇衆

議院法務委員会、岡田正

勝氏の(民社)質問への文

部省初中局地方課長横瀬

庄次氏の答弁、「公立の小中高の教諭の職務は学校の校務の運営に参画することを内容としているので公の意思形成への参画と認められるので正規の教諭として外国人を任用することはできない」の

議事録を八二・六・四文

部省主催の都道府県、指

定都市教委人事担当者会

の席上で配布したのが、

そのはじまりであろう。

②大学任用法(正式に

は「国立又は公立の大学

における外国人教員任用

等に関する特別措置法」

が八二・九・一公布、施

行されたのに伴い、八二

・九・一三文人審第一二八

号 三角哲生文部事務次

官通知の末尾の「なお、

国公立の小中高の教諭等

については、従来どおり

外国人を任用することは

認められないものである

(1)福岡裁判の訴状

(要旨)

①請求の趣旨

一受験拒否による精神的

損害に対し一〇〇

万円を支払え(国家

賠償請求)

二採用試験申込書を受

ことを念のため申し添えます」が一応、公立の排除通知第一号となる。次いで同趣旨の通知八二・九・一八 初地第三九号 野崎弘初中局地方課長通知の「なお国公立大学の教授等への外国人の任用について特別措置を講じたものであり、公立小中高教諭等についての取扱いを変更するものでないことを念のため申し添えます」が出された。

と考えられ、日本国籍を必要とするものと解される。——これは従来の文部省見解を繰り返しただけであるが、行政実例の決定版のように一般に引用されている。

④長野県教委の梁弘子さん教諭採用内定取消事件である。

○八四・一一・二〇

県教委より正式合格

通知

○八四・一二・一七

正式教諭としては採用しない旨（取消）

決定——文部省圧力により

○八四・一二・一九

教諭として正式採用できないが終身講師として採用（通知送付）

○八五・三・一六

長野県弁護士会は、「国籍を理由とする、



今年3月30日、福岡で裁判闘争を開始した周人植さん。

いかなる差別的取扱
いもしてはならない」
と勧告する。

当時文部省「S五八・

四・一以前は明確な統一見解を出していなかったの
で他県では外国籍者を採用した例もあるかもしれないが、S五九・四・一以降はどの府県もそのような例は一つもない」

と言いつたのである。

(3)排除通知に抗する動き

る動き

①まず通知後すぐに東

京都教委は八二・一

二・四「通知に関係

なく今後とも採用し

ていく」と明言。

②八四・四・一

名古屋市高校教諭採用

用（八四・一二・一九

朝日）

③八五・四・一

川崎市中学校教諭採用

④八七・四・一

大阪府高校教諭採用

（八七・五・一六朝

日夕）

⑤最近の例では冒頭に

引用した、八九・四

・一東京都高校教諭

採用（八九・四・二

八統一日報）

むすび

以上みたように、文部省の排除通知にもかかわらず、教員採用は続いている実態があり、今後もう一度教員採用の大きなうねりの運動を盛り上げていく必要がある。このことがとりもなおさず福岡裁判の勝利への道でもある。（兵庫民関連

仲原良二）

各 地 報 生 口

教員国籍条項撤廃訴訟で第一回口頭弁論

福岡 周人植さん発

六月一四日、福岡地裁において教員採用の国籍条項撤廃訴訟の第一回口頭弁論が行われました。傍聴は六〇名程度。四五分間という、わずかな時間の中、僕の冒頭意見陳述が三〇分間を占めました。初めて法廷の当事者となり、緊張しっぱなしで疲れました。

その後、裁判所隣の弁護士会館で報告集会をもち、崔昌華牧師、李相鎬氏などから、明るくて重みのある発言がなされ、参加者一同これからの裁判闘争への決意が深まりました。

六月二四日、本年度教

員採用試験の願書を提出しに、教育庁を訪れました。窓口の人事係長はこれを「預かり」という形で受け取ったものの、願書受付締め切り前日の六月二九日、「国籍条項があるので返送する」という旨の文書を添えて送り返してきました。県教委の不誠実さが、又もや浮き彫りにされた形です。更に願書提出の当日、僕たちの会との話し合いを求める要望書を提出したのですが、返答は「(県教委は)国の方針に従うという立場に変わりなく、裁判も始まったので話し合う必要はない」という

回答があり、住民の声を聞こうともしない県教委教育長の姿勢は以前と全く変わっていません。これからはこれらのことについての批判行動、署名運動などを進めていく予定です。とにかく、彼ら

教育基本方針の策定をめざして

呉 横間洋海さん発

六月二八日、呉地区高同教と呉市教育委員会との第八回目の話し合いが持たれた。

この話し合いは、一九八七年二月、呉市中央図書館開架式貸出図書の中から、数種類の極めて悪質な民族差別落書きが発見されたことを契機に始まったものである。

呉市教委は、当初、落書きの事実を「重大な差別事件として受け止め」

と話も出来ない状況を克服しなくてはなりません。粘り強くやっつけていくつもりです。

第二回口頭弁論は八月二九日に予定されています。

ながらも、呉市行政としての具体的なとりくみ課題については問題を矮少化し、①啓発の推進、②継続的な図書落書き調査、

③呉市図書館の人権関係図書の充実、を約束したのみで、私たちの求める「基本方針」の策定や民族学校の助成などの諸課題については、意図的に回避してきた。

これまでの話し合いの中で、現在は、「基本方

針」の策定を約束させ、素案を提示せざるを得ない状況にまで呉市教委を追い込んでいるが、その中身については極めてお粗末であり、内容検討の段階には至っていない。

今回の話し合いでは、

県の「在日朝鮮人教育資料」が出された直後でもあり、呉市教委側のこれまでの対応のあり方、朝鮮(人)観を糾す中で、素案の全面的撤回と呉市の実態を踏まえた第二次素案の検討を約束させることができた。

詳細は次回以降の報告にゆずるが、「教育基本方針」の早期策定と民族学校への助成の実現に向けて、精力的にとりくみをすすめていく決意を新たにしているところである。

県同教から民族教育の実践を

岡山 姜博さん発

今回は、岡山県同和教育研究協議会（岡山県同教）の民族差別への取り組みを紹介したい。

県同教の中には、在日韓国・朝鮮人教育専門部会が設置されている。毎年開かれる研究大会で「民族差別をなくす教育分科会」を設定し、今年で五回目となる。私自身が専門部員なので許されると思うが、専門部会の取り組みは極めて弱く力量もとばしい。率直に言えば「やらないよりましだ」ぐらいの気持ちである。しかし、高校の教員の協力が全く得られないといつてよい岡山の現状で、数人でも小・中の教師

が、継続的に取り組んでいることは、我々にとつて大きな励ましであり、心の支えでもある。結婚や帰化により、複雑さを一層増した韓国・朝鮮人の児童と家族を前にして、日本人教師がたじろぐのも無理からぬ現状の中で、また、アジア系の子どもたちがこの岡山でも増え

北陸コカ・コーラと交渉

金沢 村田進さん発

六月一日は、富山県高岡市の北陸コカ・コーラへ行き、育英会の国籍条項について話し合いました。国籍条項については、これまで一般通念として

ている中で「民族差別」の問題は避けて通れないものである。共に闘う会からも三人が専門部員として参加しており、この専門部会から岡山県における同胞子女に対する教育実践が発展するよう努力したい。

なお、私に対する「冤訴判決」が六月二三日に広島高裁で行われ、即日最高裁へ上告した。

だし、外国人の特別枠は、支部が各地方の選考を独自にやる今の方法では難しい。民族学校も対象にすべきとの意見に対しては検討、主に以上の内容でした。総じて具体策が無く、もどかしい感じでした。今後、民族枠や研修体制などにつき、つっ込んだ話し合いを重ねていくつもりです。

又、六月八日には、金沢市と市職員採用要項の国籍条項について話し合いました。総務部長の発言は、以下の通りです。

「国籍条項については国家公務員に準拠するのが、市の基本的な考え方である。又、公権力の行使、公の意思形成に参画する業務に外国人は従事できないとする行政実例は、市の規範である。従って、上記の二つに抵触する仕事は、難しい。医療技術

各地 報 生口

民関連運動の原点である地域での民族差別をなくす取り組みの報告を送って下さい。原稿は六〇〇字前後で、送付先は大阪民関連事務局まで。お待ちしております。

< 5月6月おもな動き >

- 5/6~7 解説書検討会議(名古屋)
- 13 コカ・コーラ育英奨学金問題で
作戦会議(大阪)
- 16 在日外国人の公務員採用を実現
する東京連絡会が東京都交渉
- 27 ウトロを守る会学習会(京都)
神奈川民関連第2回総会
- 28 入居差別を考える集会(大阪・
斐さんと共に入居差別を考える
会)
- 29 梶村秀樹氏逝去
- 6/ 1 「大赦」拒否訴訟提訴(大阪)
北陸コカ・コーラとの交渉
- 5 入居差別裁判第1回公判(大阪
地裁)
- 3 第15回全国交流集会第1回実
行委員会(神奈川)
- 8 第4回川崎市交渉
金沢で市職員の国籍条項につ
いて交渉
- 13 NHKが尼崎朝鮮学校の要請で
音コン参加拒否撤回
- 14 教員採用訴訟第1回公判(福岡)
- 15 サハリン残留者帰還請求訴訟終
結
- 17 在日外国籍生徒・学生のための
就職シンポジウム(東京・多摩
考える会)
- 17~18 第99回民関連全国代表者会議
(大阪)
- 18 「補償・人権法」シンポジウム
(大阪)
- 20 李敬宰氏不当逮捕4周年集会(高
槻)
- 24 ふれあい館1周年記念(川崎)
- 26 ウトロを守る会第2回学習会
- 28 呉市教委交渉
- 7/ 2 金平雄さんの民族名を取り戻す
集会(京都)
- 5 高槻タチソ保存のための第1回
会議
ウトロ裁判公判
- 7 ウトロ裁判公判
- 8 文剛君4周忌追悼集会(兵庫)
- 8-9 第100回民関連全国代表者会
議(岡山)
- 9 「補償・人権法」シンポジウム
(岡山)
就職差別をぶっとばせ集会(大
阪)
故梶村秀樹先生をしのぶ市民の
集い(川崎)
- 10 「兵庫県に在日韓国・朝鮮人教
員採用を求める会」が県教委に
申し入れ
- 17 入居差別第2回公判

< 指紋裁判の経過 >

- 5/23 金徳煥さんに免訴判決(大阪地
裁)
- 31 崔久明さん、金博明さんに免訴
判決(津地裁)
- 6/23 姜博さんに免訴判決(広島高裁)
- 7/14 韓宗碩さん、崔昌華さん、崔善
愛さんに免訴判決(最高裁)
- 17 梁泰昊さんに免訴判決(神戸地
裁)

全国民関連ニュース購読者募集

- ・隔月(年6回)発行
- ・購読料年間2000円
一部300円(郵送料別)

・送金方法

郵便振込「大阪9-76163」
「民族差別と闘う連絡協議会」

< お問い合わせ >

大阪民関連(☎06-972-1608)

